

〔一般会計〕

〔特別会計―退職金共済、経営者年金・個人年金共済〕

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第82条の8において準用する第40条第5項の規定により、会長から受領した令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び事業報告書を監査した。

1 監査方法の概要


決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、中央会の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案は法令及び定款に適合している。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、中央会の状況を正しく示している。

令和4年4月22日

広島県中小企業団体中央会

監事 村上明裕 

監事 宮崎良治 

監事 須山隆文 